

に、髪の末をそぎたるをうなること云々たぐひ也。

〔新撰字鏡〕影髻徒聊反、小兒髮目佐志。

〔倭名類聚抄〕二老幼髻髮後漢書注云髻髮上音追、下音追原作召反、據一本改和名奈爲俗用謂之童子垂髮也同。

〔箋注倭名類聚抄男女〕新撰字鏡髮大欠反上髮至肩垂貌宇奈井、萬葉集用童子、童兒、童女等字。宇奈井、蓋項居之義、髮至項之謂也、然則宇奈井比之和良波稍長、而猶未結髮也、蓋謂十三四歲者。

○中略

後漢書注九十卷、唐章懷太子賢命劉訥言格希言等注所引伏謹傳注文、

〔新撰字鏡〕影髮太肩垂、反、上、髮、至、貌、宇、奈、井、

〔書言字考節用集人倫〕四髻髮韻會童子同、童兒葉同、垂髮子上同。

〔倭訓栞〕前編四うなる。萬葉集に童女髻髮などをよみ、新撰字鏡には髮をよめり、和名抄に俗用垂髮二字と見え宗祇の説に、十二三までをいふといへり、項居の義髮をあげねば項にある意なるべし、男女を通じて歌にもよめり、續日本紀に弱兒をうなゐごとよめり、うなゐをとめといふも同じ。○中略

うなゐばなり。萬葉集に放髮卯、又童放をよめり、稱未著冠女と注せり、うなゐは項居の義はなちの髪ともいふ意也、されば八歳子となりては、きらで長からしむ、それより十四五歳と成て、男するまでも垂てのみあればなほもうなゐばなりとも、わらはともいへり。

〔萬葉集〕有六由縁井雜歌古歌曰橘寺之長屋爾吾率宿之童女波奈理波髮上都良武可。

右歌、椎野連長年脉說誤、恐曰、夫寺家之屋者、不有俗人寢處亦偁、若冠女曰放髮卯矣、然則腹句已云、放髮卯者、尾句不可重云著冠之辭哉、